

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	金融庁
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	非永住者の課税所得の範囲の見直し		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成26年度税制改正前において、非永住者の課税所得の範囲は、「国内源泉所得」と、「国内源泉所得」以外の所得で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものとされていた。</p> <p>平成26年度税制改正において、OECDのアプローチ(AOA)に基づく外国法人等の国際課税原則の見直しが行われ、これに伴う規定の明確化のため、非永住者の課税所得の範囲については、「国外源泉所得」以外の所得と、「国外源泉所得」で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものとされた（平成29年分以降より適用）。</p> <p>その結果、積極的に非永住者の課税所得の範囲を変更する趣旨の改正ではなかったものの、国外の取引所金融市場等で行われる有価証券等の譲渡（例えばニューヨーク証券取引所で行われる株式の譲渡）等に係る所得といった「国外源泉所得」として積極的に定義されていない所得について、課税所得の範囲が拡大している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>非永住者の課税所得の範囲の見直しを求める。</p>		
関係条文	所得税法第7条第1項第2号 等		
減収見込額	[初年度] ー ( ー )	[平年度] ー ( ー )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東京の国際金融センターとしての地位向上のため、高度外国人材が我が国で働きやすい環境を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際課税原則の見直しは非永住者の課税所得の範囲を変更する趣旨ではなかったこと、及び課税所得の範囲の拡大が高度外国人材の呼び込みの阻害要因となっていることから、見直しを行うことが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備
	政策の達成目標	高度外国人材の呼び込みを阻害しないような制度の構築。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	日本で就労する外国人（非永住者）への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	高度外国人材の呼び込みの阻害要因の排除が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	非永住者の課税所得の範囲に起因する問題の是正を求めるものであり、他の措置（予算等）によっては実現できない。
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。
ページ	2—3